

2 文科初第 1188 号
令和 2 年 11 月 13 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛
(公 印 省 略)

学校保健安全法施行規則の一部改正について（通知）

このたび、別添 1 のとおり学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年文部科学省令第三十九号。以下「改正省令」という。）が令和 2 年 11 月 13 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨及び概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理に遺漏の無いようお願いいたします。

また、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長及び構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、それぞれ所轄の私立学校、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、本件につき御周知くださいますよう併せてお願いいたします。

記

I 改正の趣旨

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 241 号）において、新たに定期予防接種の対象が追加されたこと及び押印原則等に関する慣行の見直しの観点などから、第一号様式から第七号様式までについて所要の改正を行うこととする。

II 改正の概要

1 就学時健康診断票（第一号様式関係）

予防接種法施行令の一部を改正する政令が平成 28 年 10 月 1 日から施行され、平成 28 年 4 月 1 日以降に生まれた者について、B 型肝炎が定期予防接種の対象となったことを受けて、就学時健康診断票の予防接種の欄に、B 型肝炎の項目を加えたこと。

また、就学時健康診断票の予防接種の欄のワクチンの記載およびその記載順について、母子健康手帳の様式（母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）様式第

三号)に合わせて改めたこと。

さらに、就学時健康診断票の欄外(注)の13における、担当医師又は担当歯科医師(以下、「担当医師等」という。)が「『担当医師所見』及び『担当歯科医師所見』の欄」に押印する旨の規定は、担当医師等の氏名を記入する旨の規定に併せて改めたこと。

2 職員健康診断票(第二号様式関係)

職員健康診断票の欄外(注)の1のトにおける、指導区分を決定した医師が、「指導区分」の欄に押印する旨の規定は、担当医師が氏名を記入する旨の規定に改めたこと。

3 第三号様式から第七号様式関係

教育委員会の押印を求める「印」を削除したこと。

4 施行期日(附則関係)

令和3年4月1日としたこと。

III 改正後の様式について

改正後の様式は別添2から別添8のとおりであるため、令和3年度以降、活用されたいこと。

なお、改正後の就学時健康診断票及び職員健康診断票は文部科学省ホームページからも入手できるため、適宜参照されたいこと。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1383897.htm

IV その他

現在、政府では、デジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、書面主義、押印原則等に関する官民の規制・制度や慣行の見直しを進めているところであり、第一号様式から第七号様式までの押印については、改正省令の施行日前においても、押印を省略することが可能であること。この場合、就学時健康診断票及び職員健康診断票については、担当医師等の氏名を記入すること。

また、学校保健安全法施行規則第八条に学校において作成する旨が規定されている児童生徒等の健康診断票における学校医等による押印についても、就学時健康診断票及び職員健康診断票の改正趣旨に鑑み、同様の取扱いとして差し支えないこと。

【本件照会先】

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課企画調整係

TEL：03-5253-4111(内線4950)

e-mail：kenshoku@mext.go.jp

<p>ト 「指導区分」の欄 第16条第1項の規定により決定した指導区分及び医師の氏名を記入する。 チ～ヌ [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>ト 「指導区分」の欄 第16条第1項の規定により決定した指導区分を記入し、及び医師が押印する。 チ～ヌ [同上]</p> <p>2 [同上]</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

第三号様式、第四号様式、第五号様式、第六号様式及び第七号様式中「㊸」を削る。

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

○国家公安委員会告示第四十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

国家公安委員会委員長 小此木八郎

令和二年十一月十三日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第3章 自転車に乗る人の心得</p> <p>自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事柄に注意しましょう。</p> <p>第1節 自転車の正しい乗り方</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 普通自転車の確認</p> <p>車体の大きさと構造が、次の要件に合った自転車で、他の車両をけん引していない自転車を普通自転車といいます。TSマークの付いた自転車は、これらの要件を満たしています。なお、使用する自転車がTSマークの付いていない自転車であるときには、普通自転車であるか否かを自転車安全整備店で確認してもらいましょう。</p> <p>(1) 四輪以下の自転車であること。</p> <p>[2]～(6) 略</p> <p>第4章 自動車を運転する前の心得</p> <p>第1節 運転に当たつての注意</p> <p>1 運転免許証などを確かめるなどすること</p> <p>(1) 自動車を運転する前には、必ず次のことを確かめましょう。</p> <p>[ア～エ 略]</p> <p>オ 準中型免許又は普通免許を受けて1年を経過していない初心運転者が普通自動車を運転するときには、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク（付表5(1)）を付けていること。</p> <p>[カ・キ 略]</p> <p>[2]・(3) 略]</p> <p>[2～4 略]</p>	<p>第3章 自転車に乗る人の心得</p> <p>[同左]</p> <p>第1節 自転車の正しい乗り方</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 普通自転車の確認</p> <p>[同左]</p> <p>(1) 二輪又は三輪の自転車であること。</p> <p>[2]～(6) 同左]</p> <p>第4章 自動車を運転する前の心得</p> <p>第1節 運転に当たつての注意</p> <p>1 運転免許証などを確かめるなどすること</p> <p>(1) [同左]</p> <p>[ア～エ 同左]</p> <p>オ 普通免許を受けて1年を経過していない初心運転者が普通自動車を運転するときには、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク（付表5(1)）を付けていること。</p> <p>[カ・キ 同左]</p> <p>[2]・(3) 同左]</p> <p>[2～4 同左]</p>

第1号様式(用紙 日本産業規格A4縦型)(第4条関係)

就 学 時 健 康 診 断 票

				健康診断日 年 月 日		
就学 予 定 者	氏 名		性 別	男 女	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 生	年 齢		現 住 所	
	現 住 所				保 護 者 就 学 予 定 の 係 者 関	
主 な 既 往 症						
予 防 接 種 インフルエンザ菌b型 (H i b) 小児肺炎球菌 B型肝炎 ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ BCG 麻疹・風しん (第1期 第2期) 水痘 日本脳炎						
栄 養 状 態		栄 養 良 不 良	耳 鼻 咽 頭 疾 患			
		肥 満 傾 向				
脊 柱 疾 患			皮 膚 疾 患			
胸 郭			歯 数	乳 歯	処 置	
視 力		右 ()		未 処 置		
		左 ()		永 久 歯	処 置	
聴 力		右		未 処 置		
		左		その他の歯の疾病及び異常		
眼の疾病及び異常			口 腔 の 疾 病 及 び 異 常			
そ の 他 の 疾 病 及 び 異 常						
担 当 医 師 所 見						
担 当 歯 科 医 師 所 見						
事 後 措 置	治 療 勸 告					
	就学に関し保健 上必要な助言					
	そ の 他					
備 考						

教育委員会名

(注) 各欄の記入については、特に次の事項に注意すること。

- 1 「健康診断年月日」の欄 健康診断の全部を終了した年月日を記入する。
- 2 「年齢」は、1月1日現在において満5年1日以上満6年に達するまでの者を5年とし、その他の者はその例による。
- 3 「予防接種」の欄 健康診断の当日までに受けた予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による定期の予防接種の種別及び接種年月日を記入する。
- 4 「栄養状態」の欄 栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要すると認めた者を「要注意」と記入する。
- 5 「脊柱」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。
- 6 「胸郭」の欄 異常のある者については、異常名を記入する。
- 7 「視力」の欄 裸眼視力をかつこの左側に記入し、矯正視力を検査したときは、これがかつこ内に記入する。この場合において、視力の検査結果が1.0以上であるときは「A」、1.0未満0.7以上であるときは「B」、0.7未満0.3以上であるときは「C」、0.3未満であるときは「D」と記入して差し支えない。
- 8 「聴力」の欄 1,000ヘルツにおいて30デシベル又は4,000ヘルツにおいて25デシベル（聴力レベル表示による。）を聴取できない者については、○印を記入する。
- 9 「眼の疾病及び異常」「耳鼻咽喉頭疾患」及び「皮膚疾患」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。
- 10 「歯」の欄 次による。
 - イ 「齲歯数」
 - (1) 「処置」 乳歯と永久歯の齲歯のうち、処置歯の数を記入する。この場合の処置歯とは、充填等歯冠修復によつて歯の機能を営むことができると認められるものとする。ただし、齲歯の治療中のもの及び処置がしてあるが齲蝕の再発等によつて処置を要するようになったものは未処置歯とする。
 - (2) 「未処置」 乳歯と永久歯の齲歯のうち、未処置歯の数を記入する。
 - ロ 「その他の歯の疾病及び異常」

不正咬合（機能障害を伴う重度の不正咬合であつて、精密検査が必要と認められるもの）等ある者については、その旨を記入する。
- 11 「口腔の疾病及び異常」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。なお、歯周疾患（歯石沈着を伴う歯肉炎や歯周炎が疑われ、精密検査が必要と認められるもの）等ある者については、その旨を記入する。
- 12 「その他の疾病及び異常」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。ただし、知的障害が疑われ、精密検査が必要と認められる者については、その旨を記入する。
- 13 「担当医師所見」及び「担当歯科医師所見」の欄 法第12条の規定によつて市町村の教育委員会がとるべき事後措置に関連して担当医師又は担当歯科医師（以下「担当医師等」という。）が必要と認める所見及び当該担当医師等の氏名を記入する。
- 14 「事後措置」の欄 法第12条の規定によつて市町村の教育委員会がとるべき事後措置に関し必要な事項を具体的に記入する。
- 15 記入事項のない欄には、斜線を引き空欄としないこと。
- 16 「備考」の欄 健康診断に関し必要のある事項を記入する。また、栄養状態や全身の状態から、市町村教育委員会がとるべき事後措置に緊急を要する場合は、その旨を具体的に記入する。なお、疾患等の事由によつて健康診断を受けなかつた者があるときは、その旨を記入する。

第2号様式(用紙 日本産業規格A4縦型)(第15条関係)

職 員 健 康 診 断 票

学校の名称									
氏名				職			性別	男 女	
年 齢	年	年	年	年	年	年	生年月日	年 月 日生	
健康診断年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
身長 (cm)	・	・	・	・	・	・	・	・	
体重 (kg)	・	・	・	・	・	・	・	・	
腹 囲 (cm)	・	・	・	・	・	・	・	・	
B M I									
視 力	右	()	()	()	()	()	()	()	
	左	()	()	()	()	()	()	()	
聴 力	右								
	左								
結	胸部エックス線検査 (第1回)	撮影年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		画像番号							
	所 見								
	撮影年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
胸部エックス線検査 (第2回)	画像番号								
	所 見								
核	か ough たん 痰 検 査	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		塗 培	塗 培	塗 培	塗 培	塗 培	塗 培	塗 培	
	聴診、打診その他の検査	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
病 名									
備 考									
血 圧	/	/	/	/	/	/	/	/	
尿 蛋 白									
糖									
胃の疾病及び異常									
貧血検査	血色素量 (g/dl)								
	赤血球数 (万/mm ³)								
肝機能検査	GOT (IU/l)								
	GPT (IU/l)								
	γ-GTP (IU/l)								
血中脂質検査	LDLコレステロール (mg/dl)								
	HDLコレステロール (mg/dl)								
	トリグリセライド (mg/dl)								
血糖検査 (mg/dl)									
心電図検査									
その他の疾病及び異常									
指導区分									
事後備考									
備考									

(注)

- 各欄の記入については、特に次の事項に注意すること。
 イ 「身長」、「体重」及び「腹囲」の測定単位は、小数第1位までを記入する。
 ロ BMIは、次の算式により算出すること。

$$BMI = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)}^2}$$

 ハ 「聴力」の欄 聴力低下が認められる場合には、○印を記入し、併せて該当する周波数及び聴力レベルを記入する。
 ニ 「血圧」の欄 最大血圧を斜線の左上に、最小血圧を斜線右下にそれぞれ記入する。
 ホ 「尿」の欄 尿中にたんぱく質又は糖を検出した場合は、それぞれの欄に+等の記号を記入する。
 ヘ 「胃の疾病及び異常」の欄 疾病又は異常の病名を記入する。
 ト 「指導区分」の欄 第16条第1項の規定により決定した指導区分及び医師の氏名を記入する。
 チ 「事後措置」の欄 第16条第2項の規定によって学校の設置者が取るべき事後措置に関し必要な事項を記入する。
 ツ 医師の判断に基づき検査を省略した項目については、該当欄にその旨を記入する。
 ヌ 以上のほか、各欄の記入については、第1号様式の「(注)」による。
- 他の学校から移ってきた職員については、送付を受けた健康診断票に空欄がある場合は、これを用いる。

第 3 号様式（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）（第 25 条関係）

号
年 月 日

文部科学大臣 殿

都（道府県）教育委員会名

令和 年度要保護児童生徒援助費補助（医療費）の基礎となる
資料の提出について

学校保健安全法施行規則第 25 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

本年度 7 月 1 日現在において当都（道府県）立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒のうち教育扶助を受けている者の総数	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程関係	人
	特別支援学校の小学部及び中学部関係	人

第4号様式（用紙 日本産業規格A4縦型）（第25条関係）

号
年 月 日

都（道府県）教育委員会名 殿

市（町村）教育委員会名

令和 年度要保護児童生徒援助費補助（医療費）の基礎となる
資料の提出について

学校保健安全法施行規則第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

本年度7月1日現在において当市（町村）立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒のうち教育扶助を受けている者の総数	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程関係	人
	特別支援学校の小学部及び中学部関係	人

第5号様式（用紙 日本産業規格A4縦型）（第25条関係）

号
年 月 日

文部科学大臣 殿

都（道府県）教育委員会名

令和 年度要保護児童生徒援助費補助(医療費)の基礎となる
資料の提出について

学校保健安全法施行規則第25条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

本年度7月1日現在において当都（道府県）の区域内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒のうち教育扶助を受けている者の総数	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程関係	人
	特別支援学校の小学部及び中学部関係	人

第 7 号様式（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）（第 27 条関係）

号
年 月 日

市（町村）教育委員会名 殿

都（道府県）教育委員会名

令和 年度要保護児童生徒援助費補助（医療費）に
係る児童生徒数の配分について

学校保健安全法施行規則第 27 条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

①配分児童生徒被患者延数	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程	人
	特別支援学校の小学部及び中学部	人
備	②文部科学大臣が定める児童生徒 1 人 1 疾病当りの医療費の平均額	円
	特別支援学校の小学部及び中学部	円
考	③国庫補助の限度額	円
	$\{① \times ②\} \times \frac{1}{2}$	円